

2019年3月20日

医療法人における退職給付会計

～簡便法を採用した医療法人の留意事項～

コンサルティング企画部 受託計算課
主任コンサルタント 松原 寛

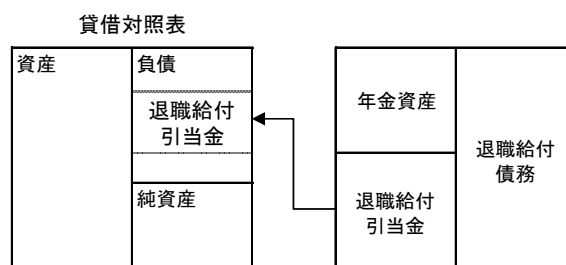
医療法の改正（平成27年9月28日に公布された医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号））により、平成29年4月2日から医療法人会計基準（平成28年厚生労働省令第95号）（以下、新医療法人会計基準）が施行されている。これにより、一定の条件を満たす医療法人（負債総額50億円以上又は収益総額70億円以上の医療法人、負債総額20億円以上又は収益総額10億円以上の社会医療法人、社会医療法人債発行法人である社会医療法人）は、平成29年4月2日以後開始する事業年度より、医療法人会計基準に準拠した貸借対照表、損益計算書の作成が求められ、公認会計士や監査法人による外部監査も義務付けられるようになった。平成31年3月期の決算から多くの医療法人で新医療法人会計基準の適用が始まる。

新医療法人会計基準の適用により、医療法人における退職給付会計においても企業会計と同様の対応が求められ、退職給付債務の算定が必要となる。本稿では、医療法人における退職給付債務の算定方法を示した上で、簡便法による退職給付債務の算定が認められた医療法人が、今後、留意すべき事項を示す。

●医療法人における退職給付債務の算定

退職給付会計は、退職一時金や退職年金といった退職給付制度を導入している法人が、職員の退職金や年金に関わる費用を財務諸表に反映させる会計制度である。前述したように、退職給付制度を導入している一定の条件を満たす医療法人は、貸借対照表に退職給付引当金を計上することが義務化された。退職給付引当金の計上にあたっては、退職給付債務の算定が必要となる。

図表 1 退職給付引当金の計上



出所：大和総研にて作成

退職給付債務の算定方法には以下の 2 つの方法があり、退職給付制度の対象となる職員数により算定方法が異なる。

(1) 原則法（職員数 300 人以上）

職員の退職により見込まれる退職給付のうち、期末までに発生していると認められる額（退職給付見込額）を割り引いて計算する。退職給付債務の算定において基礎率（割引率、退職率、昇給指数等）を用いた複雑な数理計算を行うことになる。

(2) 簡便法（職員数 300 人未満）

期末要支給額を計上する等の簡便的な方法を用いて計算する。期末要支給額は、期末時点で全職員が退職すると仮定した場合に職員に支払われる退職金の総額を表す。

●簡便法による算定が認められる他の要件

以下の (i) 又は (ii) の要件を満たす場合、職員数 300 人以上であっても簡便法による退職給付債務の算定が認められる。

(i) 年齢や勤務期間に偏りがある場合

(ii) 前々会計年度末日における医療法人の負債総額が 200 億円未満（社会医療法人は対象外）

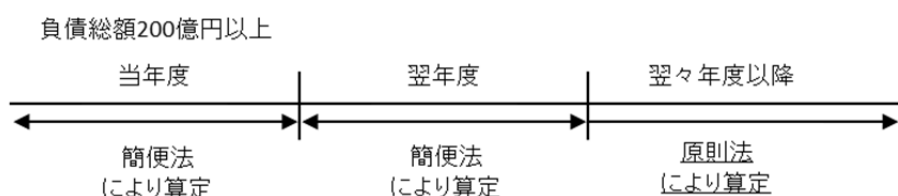
(i) は年齢や勤務期間に偏りがあること等により数理計算結果に一定水準の信頼性が得られない場合等においては、期末要支給額を計上することが可能となるもので、企業会計における退職給付会計基準においても認められているが、(ii) は新医療法人会計基準独自のものである。

●簡便法を採用した医療法人の留意点

(1) 簡便法適用の可否

医療法人における退職給付会計では、企業会計における退職給付会計基準と同様の内容を適用することになるが、上記(ii)の要件は、企業会計における退職給付会計基準にはない独自の要件であるため留意しておく必要がある。今後、負債総額が200億円以上となる決算期があれば、その翌々年度以降の決算から簡便法を用いた算定は認められない。そして、一旦原則法を採用すると、負債総額が200億円未満となる決算期があっても、簡便法に戻すことはできず、原則法を継続して適用しなければならない。

図表2 原則法に変更するタイミング



出所：大和総研にて作成

今後、簡便法を採用した医療法人は、負債総額に基づき退職給付債務算定方法の判定を行っていく必要がある。

(2) 原則法による算定が確定した場合

原則法における退職給付債務の算定では、基礎率（割引率、退職率、昇給指数等）を用いた複雑な数理計算を行う。簡便法から原則法へ変更した場合、一般的に債務は増加する傾向にあり、さらに金額そのものも非常に大きいため、財務諸表へ及ぼすインパクトは大きい。そのため、退職給付会計の会計監査においては、退職給付債務額の妥当性について確認が行われ、担当した年金アクチュアリー（又は年金数理人）の退職給付債務計算結果に関する確認書等が求められる。このようなことから、一般的には原則法採用の場合には、年金アクチュアリー（又は年金数理人）が在籍する外部の受託機関に計算を委託しているケースが多い。

今後、簡便法による算定の要件を満たせず、原則法により退職給付債務を算定することが確定した場合は、早い段階から外部の受託機関を選定し、原則法へ変更後の影響額の把握を行うなど、退職給付債務の算定方法を変更した場合の準備を整えておいた方がよいだろう。

●おわりに

新医療法人会計基準の適用は、医療法人の「経営組織のガバナンスの強化」及び「事業運営の透明性の向上」を図る目的の一環として導入されるものであり、公認会計士や監査法人による外部監査では、医療法人の内部統制についても評価が行われる。原則法を採用した医療法人はもちろんのこと、簡便法を採用した医療法人においても、退職給付会計に関するリスク管理の一環として、退職給付債務算定方法の判定を行うための会議や原則法による算定が確定した際の対応について、内部統制の一部に組み入れることを考慮してはいかがだろうか。

—以上—

参考文献

- 「医療法人会計基準」 平成 28 年 4 月 20 日 厚生労働省令第 95 号
- 「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」 平成 28 年 4 月 20 日 医政発 0420 第 5 号、厚生労働省
- 「医療法人会計基準について (Q & A)」 平成 30 年 3 月 30 日 事務連絡、厚生労働省